

Title	公共図書館における障害者サービスについての一考察：障害者自身の読書権への視点から
Author	近藤, 友子
Citation	情報学. 10 巻 2 号, p.1-11.
Issue Date	2013
ISSN	1349-4511
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻
Description	北克一教授退官記念特集号
DOI	

Placed on: Osaka City University

公共図書館における障害者サービスについての一考察： 障害者自身の読書権への視点から

Consideration for Impaired Person Service in Public Library : From the Viewpoint of
Reading Rights of Impaired Persons

近藤 友子†

KONDO Tomoko†

抄録 公共図書館は誰もが自由に利用できる最も身近な図書館であり、すべての人を対象として図書館サービスを行っている。しかし 1970 年頃には視覚障害者が公共図書館を利用することは難しく、視覚障害者自身によって「視覚障害者読書権保障協議会」（略：視読協）という団体が設立された。この団体は公共図書館に対して障害者も本を読む権利としての“読書権”を持っているということをアピールしていき、障害を持つものも公共図書館を利用する権利があるということを図書館側に明確に打ち出した。現在では公共図書館においては、障害者サービスとしてさまざまな利用サービスがあるが、今日の障害者サービスは障害者自身が自ら読書する権利として公共図書館に利用要求してきた結果と考えられる。

本稿では、1970 年頃に視覚障害者自身が公共図書館に図書館利用を求めていった背景に、障害を持つ当該者自身のなかで“読書をする権利”というものがどのように捉えられていったかを考察する。

キーワード： 読書権 障害者サービス 視覚障害者読書権保障協議会（視読協）

Keywords： Reading Right, Impaired Person Service, Right Security
Conference of Visually Impaired Person Reading

1. はじめに

現在の日本における公共図書館では「図書館利用が困難な方」への利用者サービスとして、「障害者サービス」が行われている。障害者サービスでは様々な種類の資料が利用されており、その利用対象者は視覚障害・聴覚障害・肢体不自由等の障害をもつ方々へのサービスである。障害を持つ人への利用者サービスは、戦前に東京市立本郷図書館の点字文庫などがあるが、近年における障害者サービスの展開は 1970 年代頃からはないかと考えられる。1970 年頃の障害者サービスは、東京都立の日比谷図書館に視覚障害者自身が利用の申

†大阪市立大学大学院 創造都市研究科 都市情報環境研究領域 博士（後期）課程

し入れをしたことによるのがはじまりであると考えられる。「我が国公共図書館史上、最初の近代的意味における『障害者サービス』である」¹⁾とあるように、この日比谷図書館における視覚障害者への図書館の利用の開放は、その後の公共図書館における障害者サービスにとって先駆的なものであったと考え、本稿ではこの日比谷図書館における視覚障害者への図書館の利用開始が、戦後の公共図書館における障害者サービスの基点であるとして考察を行った。1970年代に日本図書館協会から出版された『市民の図書館』のなかでは、障害者サービスに関する記述がなく、6年後に刊行された増補版では「障害者サービス」の一項が付け加えられた。また同じく日本図書館協会から出さ

れている『障害者サービス』では1969年に盲学生図書館SL（スチューデント・ライブラリー）のメンバーが日比谷図書館と国会図書館を訪問して門戸の開放を求めた、ということが書かれているが、1970年代前後に障害者自身による公共図書館への動きがあったことがわかる。盲学生図書館SL（スチューデント・ライブラリー）という組織など、視覚障害者を支援する組織などの存在があることも推測される。

1970年代を中心に公共図書館における障害者サービスの動きをみていくことから、視覚障害者サービスの歴史的発展が如何に今日の障害者サービスにとっての役割や意義を持つものであったのかを考察していく。1970年前後に公共図書館で起こってきた障害者へのサービスの視点がどこからきたものであるのか、また日比谷図書館が公共図書館のなかで視覚障害者サービスをはじめたところといわれているが、そのはじまりにはどのような動きがあったのか。障害者サービスがはじまってきた背景に視覚障害者自身が公共図書館へ障害者サービスの利用を求め、障害を持つ当該者自身が読書権というものを捉えていった歩みについて考察を行うことを目的とする。

2 公共図書館の視覚障害者サービス

2.1 公共図書館の視覚障害者サービスについて

公共図書館は最も身近な図書館であると考えられるが図書館法では“公共図書館”という名称はなく、その設置もさまざまである。図書館とは図書館法でいうところの次のように規定された図書館をいう。

- ・ 第2条2項及び第2章での公立図書館
- ・ 第2条2項及び第3章での私立図書館
- ・ 第3章第29条での図書館と同種施設とみるもの

この図書館法第2条2項及び第2章での公立図書館とは地方公共団体での条例に基づき設置された図書館のことをいうものであるが、本稿では一般的に図書館界で使用する（呼称されるところの）公立図書館を、ここでは公共図書館という名称において考えていくものとした。また視覚障害者ならびに障害者という表記について、現在は“障がい者”、“障碍者”等の表記があるが、本稿では“視覚

に障害を持つ人”との意味で「視覚障害者」とした。また“社会的に障害を持たされている人”という意味で「障害者」との表記を使用していくものとした。また文章中において“盲人”、“盲”などの障害に係わる表記があるものは、その当時において使用されていたところの名称もしくは一般的に呼称されるところのものを使用した。

今日の公共図書館における障害者サービスは「視覚障害、聴覚障害、肢体障害、永続する内部（内蔵機能）障害、それに学習障害などその他の心身障害を持つ人々に対して、図書館が提供するサービス。」²⁾と考えられており、「広義には、障害者を図書館利用に障害を持つ人々とみなし、・・・(後略)」³⁾として、利用に障害を持つ人々と捉えている。

2.2 枚方市立中央図書館の障害者サービス

現在の公共図書館での障害者サービスの紹介として、枚方市立中央図書館の障害者サービスを事例としてあげる。

枚方市立中央図書館は障害者サービスに力を入れている公共図書館である。図書館員の中に視覚障害者や聴覚障害者がおり、それぞれ視覚障害者サービスや聴覚障害者へのサービスに取り組んでいる。この図書館の障害者サービスを事例として次の表1に挙げる。

この表1にあるように、目の不自由な人だけでなく、耳の不自由な人、来館の困難な人などのように障害をもつ人の対象もさまざまである。またそれぞれの障害者に応じて行っているサービスの種類もいろいろなものがある。枚方市立中央図書館では「活字による読書が困難な人」として視覚障害のある人へのサービスとしては触読を利用する点字本の貸出や、音声による録音図書、対面朗読などがあり、また機器や資料として拡大読書器、大活字本などに取り組んでいる。このように公共図書館で障害者サービスのために利用されている資料は様々である。

表 1 枚方市立中央図書館の「図書館の利用に障害のある方へ」のサービス

利用対象者	サービスの種類	サービスの内容
活字による 読書が困難 な方	点字図書	製作、貸出
	録音図書	
	対面朗読	図書館で実施
	拡大読書器	図書館に設置
	大活字本	所蔵
耳の不自由 な方	マンガ	所蔵
	字幕・手話付ビデオ	貸出
図書館に来 ることが困難 な方	宅配	自宅へ郵送
病院でのサ ービス	自動車文庫	巡回して貸出
	人形劇などの行事	2ヵ月ごとに実施
耳マークシー ル	耳マークシール	手話、筆談が必要なこ とを知らせるシールの 配布。

枚方市立図書館の「図書館の利用に障害のある方へ」⁴⁾のホームページより作成

3. 先行研究

枚方市立中央図書館を例としてみた場合、特に視覚障害者への利用者サービスには点字と音声訳によるものが行われている。特に点字は音声によるサービスよりも以前より点字資料などの取り組みがあり、一般的に視覚障害者への情報提供として考えられやすいものである。

図書館における障害者への取り組みについて書かれたものとしては竹林熊彦編集の『特殊図書館』のなかに「盲人点字図書館」という論文がある。

(竹林熊彦著「盲人図書館」『特殊図書館』蘭書房、1955、191-246)の論文において視覚障害者への利用者サービスとして図書館の取り組みについて盲人図書館の視点からとくに点字資料についての取り組みについて書かれている。この資料は1955年(昭和30年)に書かれたものであり、当時はまだ公共図書館のなかに点字資料などを扱う点字文庫などの取り組みがあった。点字資料への取り

組みは公的なものだけでなく、東京の日本盲人図書館(現:日本点字図書館)や大阪の日本ライトハウスなどがある。日本盲人図書館も日本ライトハウスもともに一民間人が創めた事業であり、その意味では視覚障害者への取り組みは公共ならびに民間においてみられてきたものといえるが、民間で取り組みがおこなれてきたということはそれだけ公的な機関での取り組みの層が薄かったともいえるであろう。

日本における視覚障害者へのサービスは、日本点字図書館の創設者である本間一夫や日本ライトハウスの創設者である岩橋武夫などの点字図書館を中心に進められてきた感があるが、1970年代に視覚障害者自らが視覚障害者読書権保障協会を設立し、図書館界に障害者への取り組みについてアピールを行うなどの動きが行われてきた。こうした動きの中で1974年の全国図書館大会において「視覚障害者にも読書環境整備を」(通称「視読協アピール」)が行われるなどの動きがあった。こうした動きのなか、点字図書館職員や公共図書館職員による利用者サービスについての取り組みなどの文章はみられるが、理論的に取り組まれてきた研究というよりも実践的な事例として障害者サービスにとってより身近な報告が主であったと考えられる。

2004年に社団法人日本図書館協会の障害者サービス委員会が障害者サービスについてその考えをまとめ、实际的に利用者サービスに取り組んでいる公共図書館などへの指針として「公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者導入のためのガイドラインー図書館と対面朗読者、点訳・音訳等の資料製作者との関係」⁵⁾(以下「図書館協力者ガイドライン」と略記)を掲載した。この「図書館協力者ガイドライン」は障害者サービス委員会内において討議され、検討されていったうえでの結論ともいえる文章である。作成時における図書館で考えられる、もしくは取り組むべき内容について、障害者サービスの内容や取り組み、見解、希望等をまとめあげたものである、と日本図書館協会の障害者サービス委員会の方より大きくことができた。またこの「図書館協力者ガイドライン」について次のように述べられたものがある。

「図書館利用に障害のある人へのサービスにおいては、その発展の歴史的経過から見ても、ボランティアとの関係は密接なものがある。・・・(略)・・・図書館協力者導入のための基本的な考え方を、提言の形でまとめることにした。⁹⁾」とあるように、図書館と図書館において障害者サービスで関わる人たちについてその活動における立場や内容等について提言の形でまとめあげられたものであると書かれている。またこの文章中において「障害者サービスの目的は『すべての資料・サービスをすべての人に提供すること』である。⁷⁾」、「障害者サービスは、障害者を対象とした『対象別サービス』ではなく⁸⁾」とあり、障害者サービスを特別な人に対する、特別のサービスであるとは書かれていない。

この文章を書いたのは公共図書館で長年障害者サービスに携わっていた図書館員である。図書館員であり、かつ自身も全盲の方であるが、障害者サービスを特別な人に対するサービスと捉えて考えるのではなく、公共図書館の利用者へのサービスはその対象をすべての人として捉えていく必要があると「図書館協力者ガイドライン」で述べられていることを説明されている。障害のある人へのサービスはその歴史的経過の発展においてボランティアの関係が密接であったと考えられるが、特別な人へのものと捉えるのではなく、すべての人を対象として、図書館において当然行われるべき利用者サービスのひとつと捉えるべきであるということが、「図書館協力者ガイドライン」よりわかる。「図書館協力者ガイドライン」は、図書館において障害者サービスに携わり活動する人々と公共図書館の在り方について提言している。公共図書館での障害者サービスへの取り組みについて考えていくときに「図書館協力者ガイドライン」を踏まえつつ、これからの公共図書館における視覚障害者サービスを考えていく必要がある。

4. 図書館サービスに向けて一視覚障害者自身からの動き

公共図書館において「いつから視覚障害者へのサービスが開始されたのか」という点は、すなわち公共図書館において「いつから利用対象者として障害者も考えられてきたのか」ということにも

なる。いくつかの資料に障害者サービスのはじまりに関する記述があるが、『障害者サービス 補訂版』⁹⁾では「・・・すべての住民は図書館を利用する権利を本来的に持っている。しかし、図書館界は長い間、それまで保持していた図書館の資料・施設・サービス形態では、図書館サービスを楽しむことが困難な人びとがいることに気づかなかった。1960年代末に視覚障害者からの図書館開放要求が出て、初めてそのことに気づいたのである。¹⁰⁾」とあり、視覚障害者側からの要求によって公共図書館側が利用対象者として障害者へ目を向けていったことがわかる。「・・・1967年11月には『盲学生図書館 SL (スチューデント・ライブラリー)』を結成したが、晴眼者と同等の学習情報を得ることはできなかった。・・・(略)・・・なぜ視覚障害者だけが利用できないのかと 1969年6月、SLのメンバーが初めて日比谷図書館と国会図書館を訪問して門戸の開放を求めた。・・・1969年秋から日比谷図書館の事務室の片隅で対面朗読が試験的に開始され、翌1970年から正式に事業化されたのである。¹¹⁾」とも書かれており、1960年代後半から公共図書館による障害者への図書館サービスが動き出してきたことが伺える。1960年代から1970年代において、公共図書館における視覚障害者サービスに関しての動きが伺える。(表2参照)

この表2から1969年にSLのメンバーが公共図書館の門戸開放を求めていたことから公共図書館の視覚障害者サービスがはじまってきたことがわかる。1960年代は日本における公共図書館の運営や活動の活発な時期であり、1963年に公共図書館に関して書かれた『中小レポート』が刊行され、1970年には『市民の図書館』が刊行されるなど、公共図書館についての刊行物も相次いで出されるなど、公共図書館の運営等について考える基盤が整いつつある時期であった。

表 2 図書館界における障害者サービスの主な動き

年 代		動 き
1969年6月	(昭和44年)	盲学生図書館SL(スチューデント・ライブラリー)のメンバーが初めて日比谷図書館と国会図書館へ門戸の開放を求めた
1969年秋	(昭和44年)	日比谷図書館の事務室の片隅で対面朗読が試験的に開始
1970年	(昭和45年)	東京都立日比谷図書館において視覚障害者への利用者サービスが正式に事業化
1971年	(昭和46年)	全国図書館大会(岐阜)の公共図書館部会で視読協から「視覚障害者の読書環境整備」を求めるアピール→全体会で初の障害者サービスの推進が決議された
1973年1月	(昭和48年)	日比谷図書館での視覚障害者サービスが、1月に東京都立中央図書館が開館し、そちらに受け継がれた
1974年	(昭和49年)	全国図書館大会から「障害者への図書館サービス」部会が設けられた
1978年	(昭和53年)	日本図書館協会に障害者サービス委員会が設置された

『障害者サービス補訂版』¹²⁾と『図書館情報学ハンドブック』

¹³⁾より作成

こうした活発な動きは公共図書館が新しいサービスへ取り組んでいく活力がある時期であったと考えられる。また1969年6月の門戸開放要求を行った秋には試験的に日比谷図書館で対面朗読が行なわれており、翌年には正式に事業化されていくという一連の動きがわかると共に、その後も全国図書館大会へのアピールや、全体会で初の障害者サービスの推進が決議されたこと、1974年の全国図書館大会から「障害者への図書館サービス」部会が設けられ、公共図書館における障害者サービスの活発な動きを知ることができる。1976年には『市民の図書館 増補版』が刊行されているが、この増補版で障害者サービスについて書かれた項目

が記載され、1960年代後半に視覚障害者からの申し出ではじまった公共図書館における図書館利用のサービスが、1976年の時点では公共図書館において障害者へのサービスとして認識されつつあった状況になってきていたことが考察できるのである。表2より日比谷図書館の視覚障害者向けの図書館サービスの動きが1969年から1973年の5年間という短い間に公共図書館において形作られたことは、この時代の活発さを窺える。

5. 視覚障害者にとっての読書

読書の動向

2008年6月に衆・参両院において「国民読書年に関する決議案」が採択され、2010年は国民読書年として図書館などで読書に関する催しが多く見られた。衆議院と参議院の両院の決議文の中には活字離れについて触れられている箇所があり、活字離れによる読書の衰退を懸念していることが窺われる。参議院の「国民読書年に関する決議」の文中においては「・・・(前略)二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。・・・(後略)」¹⁴⁾と、読書というものを国民意識の中により浸透させていきたいという政府の関心の高さがみられる。具体的に読書運動の展開なども行われていることがわかる。

読書は紙に書かれた文字を読み、その内容を知ることでの知的欲求が満たされる。晴眼者にとっては視覚的に文字等を読み取り、書かれている内容を知ることが読書行為と捉えられる。しかし視覚に何らかの障害を持つ人たちにとっては文字を認識すること自体が困難な場合がある。視覚の障害には様々なものがあり、障害によって読書を困難にしている状態には違いがある。弱視の人にとっては細かな文字が読みづらく、色盲の人にとっては色の判別が困難な場合が考えられる。また全盲の人にとっては紙に印刷された墨字資料は読むことができず、点字もしくは音声などへの変換を必要とする。視覚障害者にとって読書とは何か、その意味を探るため、視覚障害者自身への聞き取り調査を行った。

5.2 読書する権利とは

読書することの保障を権利として捉え、それを公共図書館の利用にあたり「読書権」という権利として働きかけたのは表2にもあるように、1960年代後半に東京都立の日比谷図書館に利用要求を行った視覚障害者自身である。1968年秋から1972年にかけての動きの中で、1970年6月に視覚障害者読書権保障協議会（視読協）（以下略称で表記）が複数の団体により結成された。構成団体は「東京都視力障害者の生活と権利を守る会」（略称：東視協）、「日本盲大学生会」、「盲学生図書館 Student Library」（略称：SL）、「都立日比谷図書館利用者の会」、「都立日比谷図書館朗読者の会」、「テープやまびこの会」、「点字あゆみの会」であった。20人～200人までと各団体における会員数には違いがあるが、20人前後の団体が多かったようである。¹⁵⁾ 視読協の動きについては雑誌の『図書館界』にて「視読協とその視覚障害者の読書環境ビジョン」として経過が報告されている。また1972年3月号の『図書館雑誌』の中で「図書館協会会員に訴える 視覚障害者の読書環境整備を」として視読協が視覚障害者の読書環境の整備について訴えているものがある。この文中で視覚障害者の読書方法について二つの方法が記載されている。1つめは「点字」を用いる方法であり、2つめは「普通の本を朗読という作業を通して録音テープに吹きこみ、それをテープレコーダーによって再生して聞く方法」¹⁶⁾である。これにより点字と録音テープの二つの方法が用いられていたことがわかる。この二つの方法は現在でも利用されているが、筆者の調べたところ1972年での録音テープとは、オープンリールのテープを意味しており、カセットテープのことではない。また読書環境の整備においては視覚障害者の読書への考え方が述べられており、視覚障害者の側が「読者」を「権利」として捉えていたことがわかる。筆者は直接に視読協の設立に関わった人物に聞き取り調査を行うことで、文献だけでなく視読協で活躍した方の証言を得ることで視覚障害者の読書への考え方をより明確に探ることを試みた。この調査により読書を権利として捉えた動きが1970年の視読協によるものであると考えることができる。

5.3 視読協関係者への聞き取り調査

この聞き取り調査は読書権という考え方を創造した視読協の設立に関わった人物に、1970年代前後の読書権に関わる動きを中心とした聞き取り調査を実施した。尚、質問時には読書を視覚障害者にとっての読書、特に公共図書館を利用する読書を念頭として聞き取りを行った。この聞き取り調査の中で、問題点として特に“読書”（“読む”、“読書権”という表現方法も含めた）に関する会話を取り出して考察を試みた。

- ・ 方法：聞き取り調査
- ・ 聞き取り人物：H.M氏（70代後半、男性、全盲の視覚障害者、視読協設立に関わった関係者）
- ・ 実施日：2009年11月1日
- ・ 実施場所：全国身体障害者総合福祉センター 戸山サンライズ（東京）
- ・ 調査時間：約90分
- ・ 質問事項：視覚障害者が公共図書館に利用を要求しに行ったのはなぜか？
特に視読協としての動きや要求内容などについて教えてください。
→質問の狙い：視覚障害者にとっての読書をどのように捉えればよいかを考察する。
- ・ 注意点：H.M氏が高齢の方であり耳も少し遠いため、質問をお伝え後はH.M氏に自由に話してもらうこととし、筆者は簡単な応答を中心とした。
この中でH.M氏が述べている“我々”とは視読協の運動を共に行ってきた仲間を指しており、H.M氏自身の考えだけではなく、視読協といった組織的な中で創りだされてきた考えを述べるため用いられている。公共図書館に視覚障害者が利用要求を言いに行った最初するときには視読協はまだ設立されておらず個人的な動きであった。

表3 H.M氏への聞き取り調査（読書権に関わると思われる箇所を抜粋）

HM	それでよく考えたら自分の周りに公共図書館ってあんまりよくわかんないけどさ、とにかく巨大な施設があるらしいと(はあ、はあ。)施設群があるらしいと。
K	はい。
HM	それであそこ行ってみようって、(はい)そのときにでたのが二つの理屈が、我々が作り出した二つの理屈が
HM	ひとつは公共図書館っていうのは地域住民が利用する正当な権利のあるところだと、地域住民のためなんだと。わたしたちも目が見えなくても地域住民のひとりだ、と。まぎれもなく。
HM	そしたらこの図書館の蔵書を活用する権利がわれわれにはあるはずだと。
K	ええ、ええ。
HM	たまたま字が読めないなら読めるようにするのは公共図書館の側(ガワ)の責任だと。
K	はあ、はあ。
HM	この辺がね、気づいたの運動やってる我々の知的な成果、だと思ってるんです。
K	そういうことに気づいてきた、どうもおかしいって。
HM	それからもうひとつの論理は、現代で人間が生きていくためにはその知的なことが不可欠的に必要だと。従ってそれは文字に頼らざるを得ない。
K	はい。
HM	だから文字に接する権利。文字に節する権利っていうものは人間の存在にとって不可欠的な要素だときづいてきたんです。
K	はい。
HM	これは今流の言い方をすれば学習権とか、教育権とか(はい)教育を受ける権利とか。(はい)
HM	教育っていうのは教育をする権利と受ける権利と2つあるけどさ、この場合は受ける権利、あるいは学習権って言ってもいいけどさ(はい)、そういうもの我々なりの気づきな

	んですよ。
K	はあ、はあはあ。
HM	文字に接する権利っていう言い方。
K	はい。
HM	そっからその読書権っていう造語、これはねえ、わたしは非常に誇りに思ってるんだけどね(ええ、ええ。)運動の中で出てきた造語、ですよ。(あっ?えっ?)読書権って。
K	えっ、じゃあ読書権って言うのは皆さんで作ったんですね?
HM	そうです。運動の中からね、出てきたネーミングなんです。
K	へーえ。
HM	そんな言葉はそれまでなかった。
K	運動の中っていうのはそのずーっと図書館、公共図書館に
HM	行きだして、(行き出して、利用...)それで視読協がスタートして(はい、はい。)以来ずっと続いている基本的な発想。(ふん、ふん。)
HM	それでその公共図書館に行き出したそのもつと前はさっき言ったように、その一、点字図書が足りない、圧倒的に足りないっていう事実ね。
K	はい。
HM	日点が持つてる図書館の限界。
K	はい。
HM	それにうんざりした我々が(はい)、公共図書館に目覚めるときからずっと図書館、公共図書館に行くようになったんだけど、(はい)そういう動きの中でおのずからにじみでてきた知的成果。その二つの権利はね。
K	はい。
HM	文字に接する権利、ないしは地域住民の一人としてここを活用する権利。
K	はい。
HM	この2つは我々視読協運動の根幹的な理念です。
K	あー、この2つが視読協運動の理念ですね。
HM	ああ。それに基づいて我々はあれこれのアクションを起こすわけ。

*注1: HM=H.M氏の発言、K=筆者の発言

*注2: ()内の言葉は筆者の応答

*注3: 発言中の日点とは、日本点字図書館のこと。

個人的な動きで始まった点についてもH.M氏や他の視覚障害者の方からの聞き取り調査を進めているが、本稿では視覚障害者の読書の意味を探ることが目的であるため、個人的な働きかけの点ではなくH.M氏への聞き取り調査からの組織的考えに注目した。視読協の組織的な考え方二つの理屈として話されていた。一つは地域住民として公共図書館を利用する権利、二つ目が文字に接する権利であり、読書権という造語の創造に繋がったものである。読書については

現代情報化社会では文字を中心とした情報に接することが、人間の文化生活を維持発展させるためには不可欠な条件である。それ故に、このことは基本的人権—生存権—の一部である。・・・(中略)・・・国及び地方公共団体が国民の人権を保障する義務があるとすれば、視覚障害者の読書する権利も当然保障していかなければならない。・・・(後略)¹⁷⁾

と、視読協が文章でまとめたものがある。人間の文化生活の維持発展に欠かせない権利として、当然に保障されるべきものとして「読書する権利」が打ち出されている。すなわち視覚障害者という枠組みを越えて、読書する権利は国民として当然有すべき権利であると認識させることで、逆に視覚障害者の読書する権利を確立させたと考えられる。公共図書館という資料の宝庫に読書権を訴えたとき、視覚障害者の読書をする権利には点字資料や録音資料という資料が不可欠な媒体として登場する。利用資料の媒体を検討する必要は当然あるが、しかし根本的には人間として享受できる権利の確立として、視覚障害者の読書は語られているのである。「読書権」という言葉は視覚障害者側からの読書の要求を体現するために創りだされてきた造語とのことであり、視読協という団体が設立され、公共図書館への利用にかかる運動から生まれてきた。個人的な動きだけではこの言葉の定着はなされたかっただと考えられ、この点はH.M氏が運動の誇りとしていることが理解できた。

視覚障害者の読書とは何であるのかを考えたとき、個人が持つ権利のひとつであるとの考え方はわかった。また読書の意味も読書する権利として捉えられていたことがわかってきた。「・・・(前

略)ここで「読書」というとき、一般にいう読書よりも広い意味で、すなわち、「情報摂取」というような意味で使っている。・・・(後略)¹⁸⁾との記載も同じく視読協の文章においてなされており、「読書=情報摂取」という意味の捉え方もある。読書は権利であり、また情報を摂取することであり「読書→読書権の享受→情報摂取」との連鎖的な思考の位置づけがみられた。

5.4 日本点字図書館の資料

H.M氏の言う視読協運動の根幹的な二つの理念「文字に接する権利」と「読書権」は、視覚障害者の読書にとって必要不可欠なものであり、公共図書館に視覚障害者サービスとしての読書を確立するために権利として表出されてきたものであった。また日本点字図書館(略称:日点 につてん)の持っている図書館の限界との意見があったが、1971年6月現在での日本点字図書館の点字図書の状態は「総計41,453冊」¹⁹⁾である。点字図書と普通図書の比較としては「図書館蔵書数は普通の本の全国881館28,577,719冊(「日本の図書館」,1970年度版より)に対し、点字図書は全国58館7施設433,545冊である。」²⁰⁾この数字では一般の図書館では1館あたり約3万冊の蔵書があり、点字図書館では施設を含めて考えても1館あたり6,700冊程度となる。この数字で考えれば日本点字図書館の蔵書数は点字図書館の中では多いほうであるが、公共図書館と比較した場合、日本点字図書館は決して蔵書数の多い図書館とは言いがたい。点字図書自体が少ないという状況がわかる。また点字図書館の状況について1972年の『図書館雑誌』の中で日本点字図書館の加藤は次のように述べている。

「1971年(昭和46)10月末の時点に立って、全国の点字図書館の概況を見ると、次のような数字になる。現在貸出しをしている点字図書館は61館ある。・・・(中略)以上の昭和46年4月1日現在の点字蔵書数は479,104冊で、内手書き写本181,268冊をふくんでいる。テープ蔵書数は145,275本で、これはまだ10年余の歴史しかないことと、テープライブラリー併設館の少ないためである。

登録読者の総計は30,777人で、45年度における点字図書の貸出数は311,574冊、テープ図書は425,418本で、合計736,992冊となる。・・・(後略)」

²¹⁾

この報告にあるように点字蔵書数は約50万冊であり、テープの蔵書数は約15万本である。点字図書は1冊あたり「大体160頁～200頁が限度で文庫本1頁の分量は点字書2頁に相当」²⁸⁾ することから考えれば、冊数だけでなく、タイトル数で考えていく必要がある。テープは「7型1巻2時間（秒速9.5センチ）は、上記点字本1冊分とほぼ同量であるため、テープ図書1本は点字書1冊と見なして差支えない。」²⁹⁾ との見解から、1970年前半頃のテープ図書1本と点字書1巻はほぼ同量の情報量であることがわかった。よって点字書とテープ図書を同等のものとして加藤の報告の点字蔵書数とテープ蔵書数を合計すると624,379冊となる。

また日本点字図書館のテープの製作数等は表3のようになっていた。日本点字図書館は点字図書館のなかでも早くからテープ図書を製作してきたところである。この日本点字図書館におけるテープ製作巻数においても巻数は多いとはいいたい。

表4 日本点字図書館蔵書マスターテープ製作数及び朗読奉仕者数

年 度	蔵書マスター巻数	雑誌巻数	実働奉仕者数
昭和 40(1965)年度	836	81	115
昭和 41(1966)年度	886	80	107
昭和 42(1967)年度	1,247	83	115
昭和 43(1968)年度	1,142	84	125
昭和 44(1969)年度	1,041	80	139
昭和 45(1970)年度	1,189	86	154

日本点字図書館[編]『声で伝える知識と感動：日本点字図書館テープライブラリー30年のあゆみ』²⁴⁾より作成

テープ図書の蔵書マスター巻数は1960年代後半から1970年にかけて、800巻数から1,000巻に増してきている。雑誌の巻数は80巻強といったところである。またこれだけの巻数を製作するにあたって日本点字図書館朗読奉仕を行っていた奉仕者数は100人から150人くらい的人数であり、常時100人を超える奉仕者の協力があったの製作巻数であったことがわかる。多くの奉仕者の協力によりテープ図書は製作されていた。すなわち視覚障

害者の資料の製作には多くの人がかかる状況であったことがわかる。視覚障害者の読書の背景には資料製作の問題があったことを忘れてはならない。点字書とテープ図書をあわせても1970年前半には約60万冊程度であり、視覚障害者向けに製作された資料は十分に多いものとは言えない。また日本点字図書館の状況も年毎に増加は見られるものの十分とは言えないものであった。よってH.M氏の言う「点字図書が足りない」という日本点字図書館の図書の限界の意味が理解できる。視覚障害者の読書環境は決して充実したものではなかったことがわかった。

6. さいごに

視覚障害者の読書には資料点数、製作の問題が含まれていることがみえてきた。H.M氏が「字が読めないなら読めるようにする」ことがこれからの公共図書館の側の責任であると強調している言葉は、公共図書館に全ての人へのサービスの在り方を考えさせるものである。

視覚障害者にとっての読書とは、まず読むことの権利を図書館側に認めさせることであり、それを障害者サービス資料等の形として始めて実際の「読書」へ繋がっていった。また、読書を情報摂取と捉え一連の繋がりとして「読書→読書権の享受→情報摂取」という流れがみえてきた。

聞き取り調査で H.M 氏より読書権の運動時の状況を知ることができ、日本点字図書館の限界についてみえてきた。点字図書館の中で最も大きな日本点字図書館における限界は、すなわち点字図書館界の問題と考えられる。点字図書館は視覚障害者への支援を行っている機関であり、その図書館の限界は当然に読者である視覚障害者へ及ぶものとなる。読書権という考え方を創造した視読協の設立には視覚障害者自身の読書への欲求の高まりが、点字図書館だけでは受け皿と成り得なかった事実ともいえる。H.M氏が言う「知的な成果」とは、文字に接し、文字を読むことで情報を摂取することの重要性を表わしていると考えられる。人間の文化的、知的欲求のひとつとして読書というのが存在している。読書→情報摂取であり、そこから「読書権」という権利が創り出されてきたことがわかった点が、今回の聞き取り調査における重要な点であった。視覚障害者自身から読書権と

いう考え方を公共図書館に示したことで、障害者サービスの動きがみられた点は大きな意味を持つと考えられる。

今後も読書権と障害者サービスの関係についての調査を続け、より明確な視覚障害者サービスの動向を考察していきたいと考えている。

引用文献

- 1) 田中章治「障害者サービスの現状と課題」『図書館界』Vol.34, No.1, 1982, p.17
- 2) 日本図書館協会用語委員会編『図書館用語集』, (社) 日本図書館協会, 1988年, p.352
- 3) 日本図書館協会用語委員会編『図書館用語集』, (社) 日本図書館協会, 1988年, p.183-184
- 4) 枚方市立図書館中央図書館ホームページ
[<http://www.city.hirakata.osaka.jp/freepage/GYOUSEI/TOSHOKAN/library6/sisetsu/kuou.html>] [2008年1月6日確認],
- 5) 社団法人日本図書館協会(障害者サービス委員会) 著『公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者導入のためのガイドライン—図書館と対面朗読者、点訳・音訳等の資料製作者との関係』日本図書館協会, 2005, <http://www.jla.or.jp/lsh/guideline0504.html> [2012年11月30日確認]
- 6) 田中章治「公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者導入のためのガイドライン—図書館と対面朗読者、点訳・音訳等の資料製作者との関係」『図書館雑誌』Vol.97, No.11, p.781-783, 2003年11月
- 7) 前掲書, p.782, 2003年11月
- 8) 前掲書, p.782, 2003年11月
- 9) 日本図書館協会障害者サービス委員会編『障害者サービス』補訂版, 図書館員選書12, 日本図書館協会, 2003, p.14-15
- 10) 日本図書館協会障害者サービス委員会編『障害者サービス』補訂版, 図書館員選書12, 日本図書館協会, 2003年, p.14-15
- 11) 前掲書 p.27
- 12) 日本図書館協会障害者サービス委員会編『障害者サービス』補訂版, 図書館員選書12, 日本図書館協会, 2003
- 13) 図書館情報学ハンドブック編集委員会編『図

書館情報学ハンドブック』丸善, 1988

14) 参議院ホームページ「本会議決議 国民読書年に関する決議」

[<http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/169/080606-1.html>] [2010年9月24日確認]

- 15) 視覚障害者読書権保障協議会著「図書館協会会員に訴える 視覚障害者の読書環境整備を」『図書館雑誌』Vol.66, No.3 p.112, 1972年
- 16) 前掲書 p.112
- 17) 前掲書 p.114
- 18) 視覚障害者読書権保障協議会著「視読協とその視覚障害者の読書環境のビジョン」『図書館界』Vol.24, No.4 p.164, 1972年
- 19) 前掲書 15) p.113
- 20) 前掲書 15) p.112-113
- 21) 加藤善徳「点字図書館の活動について」『図書館雑誌』Vol.66, No.1 p.35, 1972年
- 22) 前掲書 p.35
- 23) 前掲書 p.35
- 24) 日本点字図書館[編]『声で伝える知識と感動: 日本点字図書館テーブルブラリー30年のあゆみ』日本点字図書館, 1988, p.31 「マスターテープ製作数(蔵書・雑誌), 朗読奉仕 申込者数・合格者数・実働奉仕者数」

参考文献

- ・ 日本図書館協会用語委員会編『図書館用語集』, (社) 日本図書館協会, 1988年
- ・ 日本図書館協会用語委員会編『図書館用語集』改訂版, (社) 日本図書館協会, 1997年
- ・ 日本図書館学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典』, 丸善, 1997年
- ・ 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典』第2版, 丸善株式会社, 2002年
- ・ 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典』第3版, 丸善株式会社, 2007年
- ・ 社団法人日本図書館協会 障害者サービス委員会ホームページ『公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者導入のためのガイドライン—図書館と対面朗読者、点訳・音訳等の資料製作者との関係』
(図書館協力者ガイドライン)
[<http://www.jla.or.jp/lsh/guideline0504.html>]

[2012年11月30日確認]

- ・日本図書館協会障害者サービス委員会編『障害者サービス 補訂版』図書館員選書 12, 日本図書館協会,2003年
- ・日本図書館協会編『中小都市における公共図書館の運営:中小公共図書館運営基準委員会報告』復刻版,日本図書館協会,1997年
- ・図書館情報学ハンドブック編集委員会編『図書館情報学ハンドブック』丸善,1988年
- ・日本図書館協会編『市民の図書館』増補版,日本図書館協会,1976年
- ・近畿視覚障害者情報サービス研究協議会『視覚障害者サービスマニュアル 2007』,有限会社読書工房,2006年
- ・加藤善徳「点字図書館の活動について」『図書館雑誌』Vol.66,No.1p.34-p.37,1972年
- ・金智鉉「どのように視覚障害者は読書環境を獲得してきたのか-点字図書館、公共図書館、読書権運動の関係を中心として-」『京都大学大学院 教育学研究科 紀要』 第 52 号 p.108-121,2006年
- ・参議院ホームページ 「本会議決議 国民読書年に関する決議」 参議院
[<http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/169/080606-1.html>]

[2012年11月30日確認]

- ・視覚障害者読書権保障協議会著「視覚障害者も利用できる図書館を」『図書館雑誌』Vol.67, No.6 p.229-231,1973年6月号
- ・視覚障害者読書権保障協議会著「視読協とその視覚障害者の読書環境のビジョン」『図書館界』Vol.24, No.4 p.162-167,1972年11月号
- ・視覚障害者読書権保障協議会著「著作権法 31条を改正し視覚障害者にも読書の自由を」『図書館雑誌』Vol.70, No.9 p.382-385,1976年9月号
- ・視覚障害者読書権保障協議会著「著作権問題をはねのけ、視覚障害者の読書権を守って下さい」『図書館雑誌』Vol.69, No.7 p.288-291, 1975年8月号
- ・視覚障害者読書権保障協議会著「図書館協会会員に訴える 視覚障害者の読書環境整備を」『図書館雑誌』Vol.66, No.3 p.112-115, 1972年3月号
- ・竹林熊彦編『特殊図書館』新日本図書館学叢書 第

15 卷 蘭書房 1955 年

- ・図書館問題研究会編集『障害者と図書館-図書館奉仕の原点としての障害者サービス』ぶどう社 1981年
- ・日本点字図書館編著『声で伝える知識と感動-日本点字図書館テープライブラリー30年のあゆみ』(社)日本点字図書館 1988年
- ・日本点字図書館編著『われら播きし一粒の麦は』(社)日本点字図書館 1990年
- ・日本図書館協会障害者サービス委員会編『障害者サービスの今をみる 2005年障害者サービス全国実態調査(一次)報告書』(社)日本図書館協会 2006年
- ・日本図書館協会障害者サービス委員会編『すべての人に図書館サービスを-障害者サービス入門』(社)日本図書館協会 1994年
- ・枚方市立図書館中央図書館ホームページ
[<http://www.city.hirakata.osaka.jp/freepage/GYOUSEI/TOSHOKAN/library6/sisetsu/c huou.htm>] [2008年1月6日確認]